



No. 1 住宅困窮理由(1～10)のうち該当する番号全てに○印を付けてください

1	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4	住宅がないため、親族と別居している
5	部屋が狭い(1人あたり4. 5畳以下又は最低居住面積以下)
6	正当な立退き要求をうけているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8	収入と比較して家賃が高すぎる ※生活保護受給中の方は自己負担額(住宅扶助額の差額)がある方
9	婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている(入籍予定 月 日)
10	その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません) 理由：

No. 2 次の事項に必ず○印を付けてください。

申込本人又は同居しようとする者に暴力団員はいない	1 いない	2 いる
生活保護受給の有無	1 あり	2 なし

No. 3 お住まいの住宅の広さを記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください)

住宅の広さ(専有面積)	※ 記入がない場合は、配点されません。 (親族と同居の場合は建物表示の全ての面積(㎡)です)
㎡	※ 間取り面積(㎡)の証明を提出できる方

No. 4 月額家賃(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は除く)

月額家賃	※ 申込本人、又は入居しようとする方が家賃を払っていること。申込本人、又は、入居しようとする方名義の家賃支払証明を提出できる方。
円	※ 第三者に支払っていること。(親族等への支払いは原則不可) 住宅ローンの支払金額は、家賃ではないため不可

No. 5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

落選回数	※ ただし、平成21年5月募集以降で当選又は補欠繰上となられ辞退又は棄権された方は落選回数の履歴が一旦なくなり、「0回」になりますのでご注意ください。 (平成23年5月「定時募集」から、特定目的住宅だけの落選は多回数落選の回数には入りません) (ポイント方式での落選は回数に入りません)
回	

No. 6 同意の有無について、次のいずれかに必ず○印を付けてください。

私が当選した場合、記入した生活保護受給情報及び障害手帳の交付情報を、1次審査通過時点の情報で事前確認することについて	1 同意する	2 同意しない
--	--------	---------

No. 7 住宅の環境(1～5)のうち該当する番号に○印を付けてください。

1	昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している (所有者(家主)からの証明又は地方法務局発行の登記簿謄本で確認できること)
2	住宅、寄宿舍又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場に居住している)
3	正当な立退き要求を受けている(親族からの立退き、住宅ローン督促者は不可)
4	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している
5	住宅がないため、配偶者又は子と別居している(税法上の扶養を確認できる方)

No. 8 該当する番号に○印を付けてください。

風呂	1. 専用	2. 共同	3. なし	※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は、全て「1.専用」です。
便所	1. 専用	2. 共同	3. なし	
炊事場	1. 専用	2. 共同	3. なし	

No. 9 該当する番号に○印を付けてください。

1. 阪神・淡路大震災被災者 ・被災した場所について (1) 神戸市内で被災 (2) 神戸市外で被災 ・全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明と家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類について (1) 提出できる (2) 提出できない	
2. 海外からの引揚者(※1)	3. ハンセン病療養所入所者等(※2)
4. 原子爆弾被爆者(※3)	5. DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯(※4)
6. 犯罪被害者世帯(※5)	7. 中国残留邦人等世帯(※6)
8. 難病患者世帯(※7)	

(※1) 日本に引揚げた日から5年未満で、厚生労働大臣が証明した引揚証明書を提出できる世帯の方
(※2) ハンセン病療養所等の証明書を提出できる世帯の方
(※3) 被爆者援護法に基づき交付された被爆者健康手帳を提出できる世帯の方
(※4) 「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」(5年以内のもの)、婦人相談所等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書を提出できる世帯の方
(※5) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第3項に定める犯罪被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く)及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方の世帯であること。
ア 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
(ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
(イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
(ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方
(※6) 国が発行する帰国証明書が提出できる世帯の方
(※7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に定めるいずれかの疾病に該当し、地域相談支援受給者証又は障害福祉サービス受給者証を交付されている世帯の方

No. 10 医療費の支払いについて

令和4年世帯全員の医療費合計	※ 令和4年1月～12月までに医療機関に支払った、世帯全員の医療費合計額を記入してください。(ただし、医療保険、傷害保険等で支払いを受けた場合は、その金額を差し引いて記入してください) ※ ①領収書、②令和4年分の確定申告書の控(医療費控除の記載欄) ③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる方
円	

※ 該当しない場合、○印は不要です。
※ 同意の有無に係らず、2次審査時の書類提出は必要です。